

# 久米南町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 5,278	千円 3,811,669	千円 171,519	千円 416,962	% 10.9	% 12.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
24年度	人 73	千円 252,083	千円 35,032	千円 89,503	千円 376,618	千円 5,159	千円 5,608

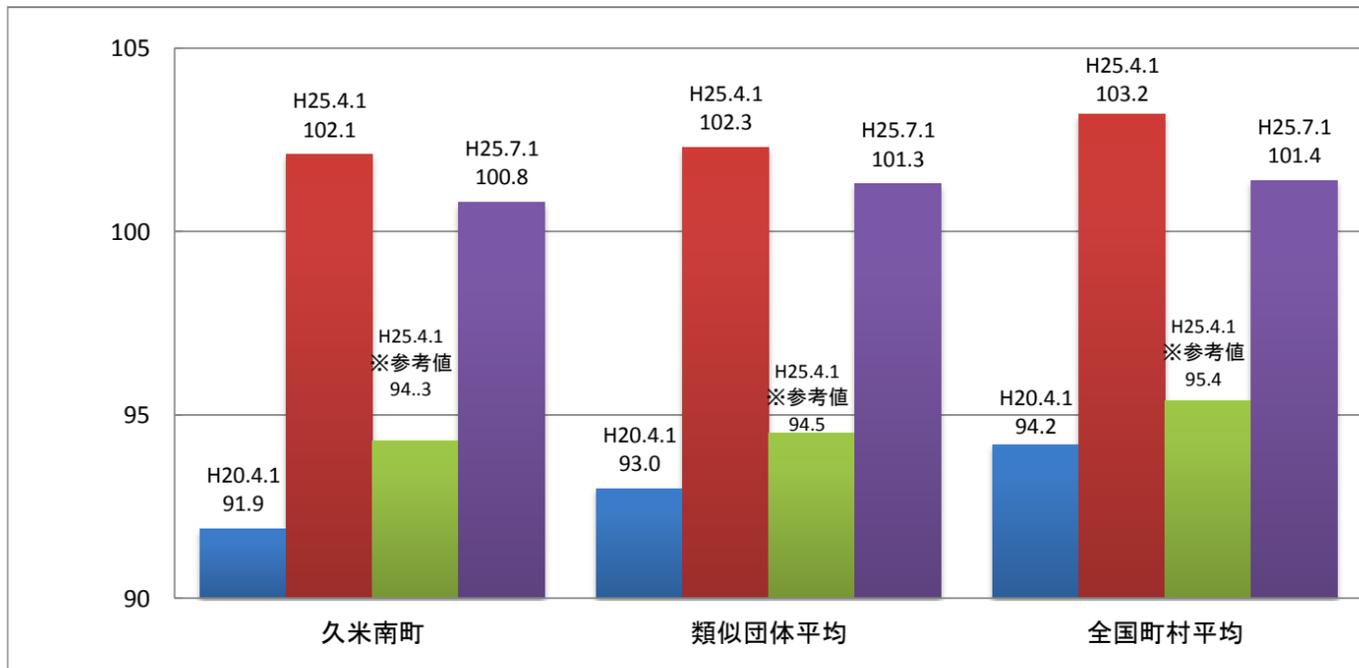
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	実施期間 H25. 7. 1～H26. 3. 31
減額の内容	(給料) 全職員一律1.28%の減額措置
	(時間外勤務手当) 基礎となる給料減額の反映

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### (5) 給与改定の状況

#### 人事委員会を設置していない

#### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久米南町	39.6 歳	289,700 円	314,900 円	— 円
岡山県	43.1 歳	337,763 円	417,737 円	368,277 円
国	43.1 歳	307,220 円	376,257 円	— 円
		( 332,446 円)	( 405,463 円)	— 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
久米南町	53.5 歳	2 人	273,900 円	286,100 円	— 円
うち給食調理員	53.5 歳	2 人	273,900 円	281,500 円	— 円
岡山県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	309,534 円	— 円
			( 286,850 円)	( 325,400 円)	— 円
類似団体	50.4 歳	5 人	302,572 円	328,341 円	319,177 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分	久米南町	岡山県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	171,120 円 ( 184,000 円)	163,987 円 ( 172,200 円)
	高校卒	140,100 円	136,803 円 ( 147,100 円)	133,418 円 ( 140,100 円)
技能労務職	高校卒	141,900 円	— 円	— 円

- (注) 岡山県、国欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

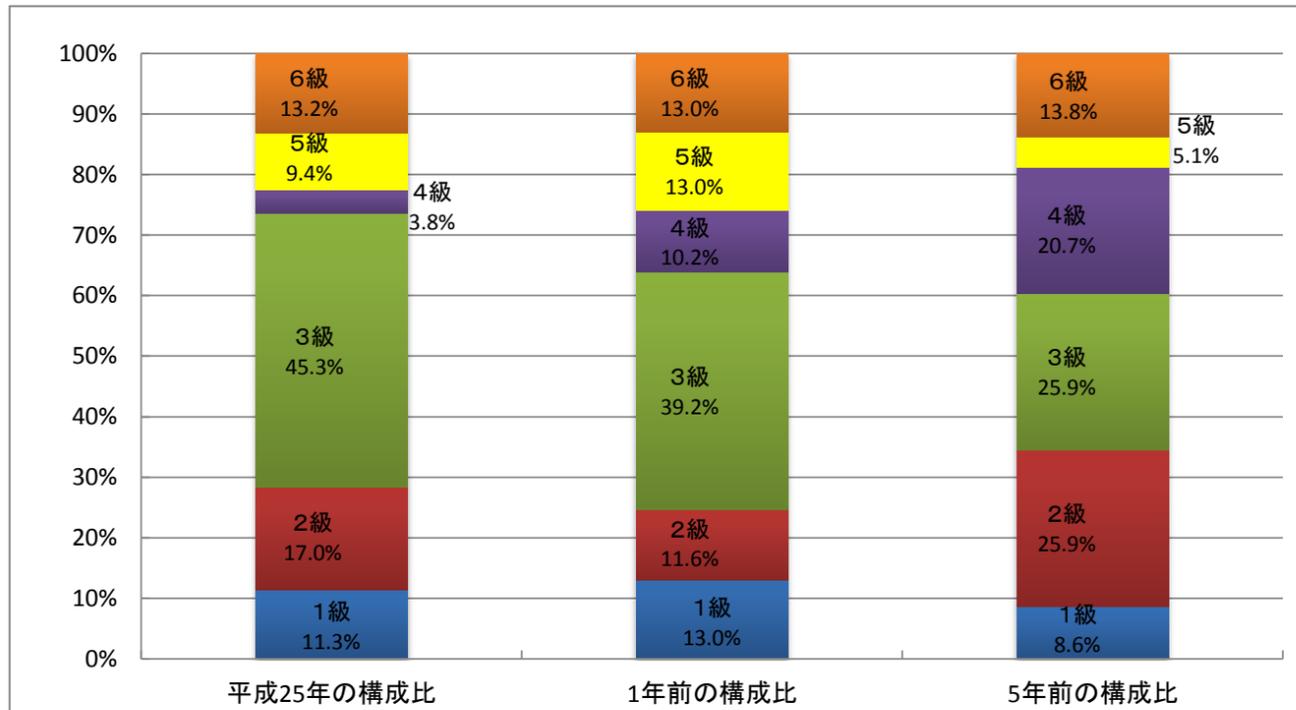
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	255,700 円	294,600 円	353,000 円	360,800 円
	高校卒	236,600 円	278,600 円	311,800 円	376,000 円
技能労務職	高校卒	226,000 円	256,800 円	273,800 円	— 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	会計管理者・課長・局長	7 人	13.2 %
5 級	課長代理	5 人	9.4 %
4 級	課長補佐・上席主幹	2 人	3.8 %
3 級	主幹・主任	24 人	45.3 %
2 級	主事・技師	9 人	17.0 %
1 級	主事・主事補	6 人	11.3 %

- (注) 1 久米南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映を行っていないため、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休職した職員以外の職員は勤務成績良好とみなし昇給を行っている

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久米南町	岡山県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,244 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,491 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.38 月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況  
全職員、勤務成績の評定が未実施。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況  
全職員、人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給を行った。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

久米南町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
(退職時特別昇給 なし )					

## (3) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	230 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	46,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	6.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
簡易水道技術管理業務手当	作業従事職員	週休日等に簡易水道管理業務に従事した場合	日額2,000円
感染症防疫作業従事職員手当	作業従事職員	感染症防疫作業に従事した場合	日額230円・130円
ボイラー運転業務従事職員手当	作業従事職員	週休日等に運転業務に従事した場合	日額1,200円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	4,246 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	51 千円
支給実績(23年度決算)	2,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	32 千円

## (5) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者がいない場合1人につき 11,000 円 満16歳から22歳までの子の加算 5,000 円	同		8,667 千円	222,230 円
住居手当	借家・借間の場合 ①月額23,000以下 月額から12,000円控除した額 ②月額23,000を超える 月額から23,000円控除した額の 1/2に11,000円を加算(限度額27,000円)	同		2,944 千円	226,461 円
通勤手当	①交通用具使用者 2～5km 3,200 円 5～8km 4,600 円 8～10km 5,500 円 10～15km 6,500 円 15～20km 8,900 円 20～25km 11,300 円 25～30km 13,700 円 30～35km 16,100 円 35～40km 18,500 円 40～45km 20,900 円 45～50km 21,800 円 50～55km 22,700 円 55～60km 23,600 円 60km以上 24,500 円 ②交通機関利用者 運賃等相当額(限度額55,000円)	異	片道の使用距離の区分2km～10kmまでが異なる ～5km 2,000円 5～10km 4,100円	5,495 千円	79,637 円
管理職手当	①会計管理者・課長・局長 29,800 円 ②課長代理 24,200 円 ③園長 23,400 円 ④課長補佐(医療職) 20,100 円 ⑤課長補佐・園長代理・上席主幹 19,500 円	異		8,202 千円	303,777 円
休日勤務手当		同		451 千円	7,912 円

**5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）**

区 分		給 料	月	額	等
給 料	市区町村長	673,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	579,000	円	807,500 円/	363,200 円
報 酬	議 長	270,000	円	364,000 円/	220,000 円
	副 議 長	210,000	円	285,000 円/	168,100 円
	議 員	200,000	円	263,000 円/	135,800 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(24年度支給割合) 2.95 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.1 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額 × 在職年数	×	500/100	任期满了時
		給料月額 × 在職年数	×	300/100	任期满了時
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

**6 職員数の状況**

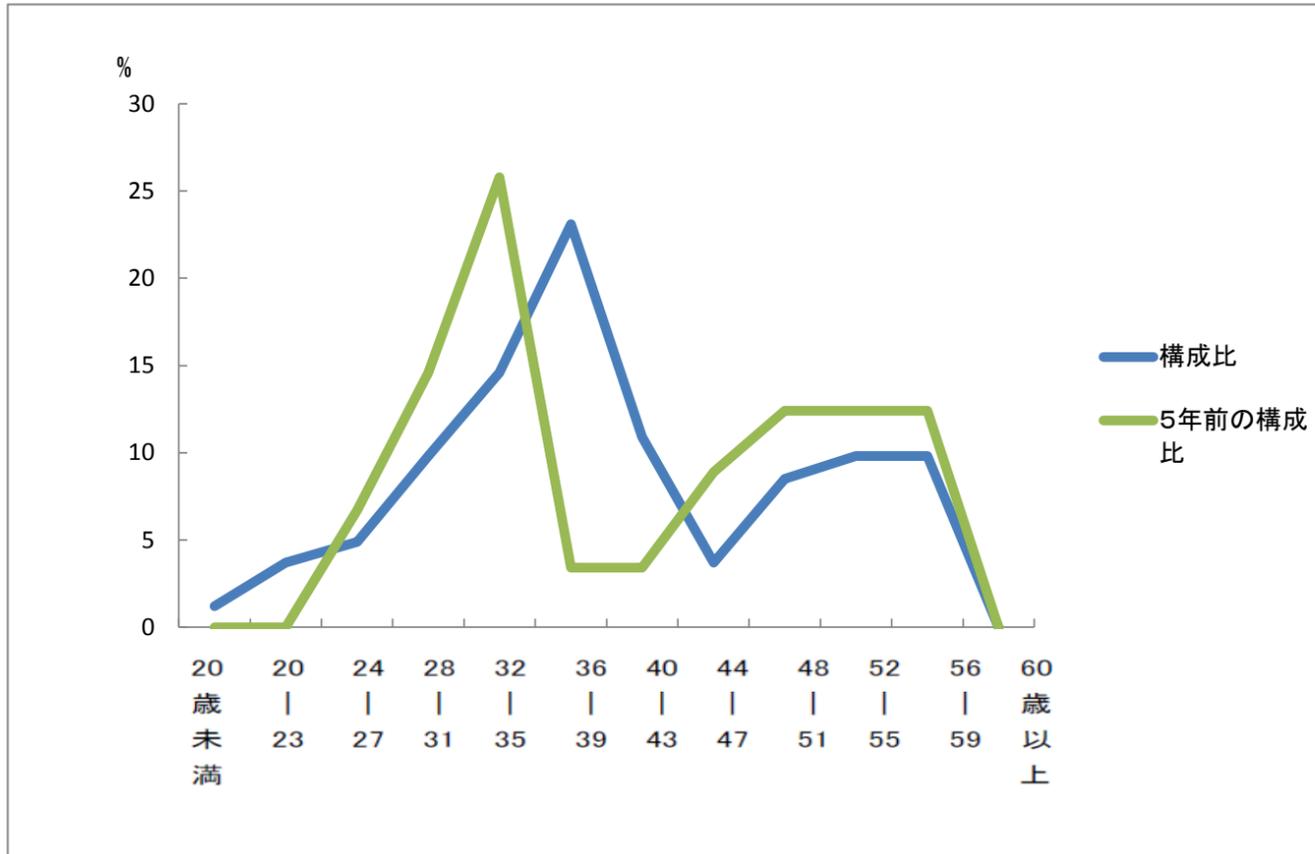
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通 会計 部門	議会	1	1	0	業務拡充による増員
	総務	18	20	2	
	税務	4	4	0	
	農林水産	9	9	0	
	土木	3	3	0	
	民生	22	20	-2	
	衛生	7	6	-1	事務事業見直しによる減員 事務事業見直しによる減員
	計	64	63	-1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.94 人
	教育部門	9	9	0	
	消防部門				
	小 計	73	72	-1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.64 人
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	3	1	業務拡充による増員
	下水	4	2	-2	継続事業一定程度の普及に伴う減員
	その他	5	5	0	
	小 計	11	10	-1	
	合 計	84 [ 106 ]	82 [ 106 ]	-2 [ 0 ]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.54 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	4人	8人	12人	19人	9人	3人	7人	8人	8人	0人	82人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部 門 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数
一般行政	66	63	66	66	64	63	△3
教 育	11	12	12	11	10	10	△1
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	77	75	78	77	74	73	△4
公営企業等会計計	12	12	12	11	11	10	△2
総合計	89	87	90	88	85	83	△6

(注) 各年における定員管理調査（教育長を含める）において報告した部門別職員数。